

令和3年度事業計画書

基本方針

我が国の農業は、国内にあつては農業改革、自然災害の多発、新型コロナウイルス感染症などの要因による消費動向の急激な変化など、また、国外では民族間、地域間の争いや保護主義化が懸念される一方、特定地域との FTA（自由貿易協定）の推進が行われるなど、今後の行方が不透明な局面にある。更に、農業者の高齢化、耕作放棄地面積の拡大、人手不足などの問題により日本農業の将来像が掴みにくくなっている。他方、安全で安心な食料に対する需要の高まりがあることや自給率の向上が求められていること、そして、グローバル・フードバリューチェーンの考えの下、日本の農産物を海外に浸透させることを念頭にした国際競争力のある農業の構築が求められていることなどから、これらの流れに対応できる効率的かつ安定的な農業経営体やそれらを担う農業者の育成・確保が急務となっている。

同時に、開発途上国における収益力のある農業、また、地球環境に配慮した農業を実践するための人材育成等を目的とした支援を行なうことは、今や国際社会のリーダーとして重要な役割を果たしている我が国の責務であり、ひいては我が国における食料の安定供給にも寄与するものである。

加えて、昨年来の新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックにより、生活習慣や食習慣の変化、そして、それらに影響を受けた各種産業において様々な変化が現れているように、今後の農業においても大きな変革が求められる可能性が高い。

本会はこのような状況に鑑み、我が国農業の中核的推進力となる担い手の育成と確保、農業分野の人材を育成すること、国際貢献力、国際競争力を備えた農業経営体の確立、そして、国内外における農業者レベルの相互理解と友好親善の推進を図ることを目的として、

農業・農村青年の海外研修
海外農業者の人材育成
農業経営研究活動等

を実施し、併せて本会会員組織の連携強化及び組織活動の活性化に寄与する。

前述の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の事業の実施が遅延、あるいは中止され、その負の影響は令和3年度にも及ぶことが確実となっており、各種見通しが不透明なところも多いが、上記目的を達成すべく各事業を実施する。

1. 会 議 (法人)

本会の定款に基づき、次の会議を開催する。

(1) 総 会

令和2年度事業の報告等を目的とした通常総会を6月に開催する。

(2) 理事会

本会の事業運営に係る通常理事会を年4回(5月、8月、11月、翌年2月)開催する。

2. 農業研修生海外派遣事業(公1)

(1) 欧・米・豪等先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得させ、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に長期間の農業研修生海外派遣事業を実施する。

1) 国内業務

ア. 募集及び選考

【グループベースの研修】

研修生の募集は都道府県担い手育成主務課など関係機関の協力を得て行なう。

また、応募者に対して適格者を選ぶ書類選考、オンライン面談を行なう。

派遣先国及び募集人数は次のとおりとする。

米 国 : 50名

オーストラリア : 15名

【個人ベースの研修】

以下の各国については、研修先国の事情を考慮してグループとしての研修とせず、期間、時期、業種など、個人の要望に応じた研修を組み立てる形とする。そのためにオンライン面談により参加資格や詳細な研修の希望内容を確認するとともに、各国受入機関が必要とする個々の情報を提供してもらうこととする。研修実施(渡航)は、研修先国の受入機関が受入農場を確保し、査証等の必要書類が整った段階で確定する。

デンマーク(2名)、ドイツ(3名)、スイス(8名)、オランダ(10名)

カナダ、イギリス、アイルランド、フランス等 : 各国若干名

【アプレントイスシップ】

海外農業研修に参加するための準備のため、あるいは、日本国内で農業経験と知識の習得を目的とするアプレントイスシップ研修生の募集を行なう。応募者に対し選考は行わず国内農家に適宜配属し研修機会を提供する。

人数 : 10名

イ. 講 習

米国研修、オーストラリア研修については、本年度の選考に合格した者、及び令和2年度の渡航を令和3年度に延期していた研修生に対して事前講習及び出発時講習を実施する。2019年度から渡航を延期している研修生には実施しない。

ウ. 渡 航

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により渡航を延期していた令和2年度(2019年度からの渡航延期研修生を含む)のグループベース研修生の内、米国研修生は2021

年6月下旬に、オーストラリア研修生は令和3年度研修生とともに2022年3月下旬に渡航する。

グループベース渡航予定者数：米国 40名、オーストラリア 15名

なお、令和3年度米国研修生は、2022年3月下旬の渡航を計画し、その予定人数を30人としている。

また、その他の個人ベースによる研修参加者については、語学力、農業経験等の本人の準備が整い、研修先国で受入農家が確定し、査証等の入国書類が整ってから渡航日を確定する。ほとんどは2022年3月上旬に渡航することになる。

個人ベース渡航予定者数：ドイツ 2名、スイス 6名、オランダ 7名

エ. 帰 国

2019年度（令和元年度）の個人ベースによるオランダ研修生は、2021年8月に海外での研修を終えて帰国する。

2) 海外業務

本会は、米国においては本部職員と米国側受入機関であるビッグ・バンド・コミュニティ・カレッジの専属職員が、オーストラリアにおいては本部職員と豪州側受入機関であるボーエン・ガムル生産者組合の専属職員とがそれぞれ密接に連携し、また、その他の国々においては本部職員と各国の現地研修生サポーターが現地各国受入機関と協力して、海外研修中の研修生に対する指導・助言等を行なうとともに、現地大学等関係機関の協力を得て各種研修等を実施する。

(2) 未来の畜産女子育成プロジェクト事業

我が国畜産業における女性農業者となり得る人材、世界に広い視野を持った人材を育成するとともに、女性が畜産業に参画、活躍することを促すことで、日本の畜産業を盛り上げることを目的に、日本中央競馬会の令和3年度畜産振興事業として次の事業を実施する。

【事業内容】

意欲的に畜産を学ぶ高等学校女子生徒20名を全国から募集し、養豚、酪農などの畜産業が盛んなデンマークにおける畜産業の実情を学ぶとともに、女性の役割や参画実態を把握し、学んだことを元に各地で広報活動を行ってもらい、同時に畜産関係者に女性が活躍できる畜産現場の実現の重要性をアピールしてもらおう。また、彼ら自身も女性の新鮮なアイデアと視点による新たなマーケットの開拓や商品開発の原動力となり得る次世代女子農業者を目指してもらおう。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現地に赴いて行う研修ではなく、オンラインを利用した映像等によるバーチャル研修とする。

(3) Grow Abroad 2021（国際カンファレンス）の開催準備

世界各国で農業研修生の送付、受入を行っている団体が加盟する Grow Abroad Alliance（正会員数34団体）が毎年各国持ち回りで開催するカンファレンスであるが、2021年は南アフリカで、また、2022年には日本で開催が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、南アフリカでの開催が中止され、また、本会も大きな被害を被ったことから、2022年の日本開催は不可能と判断し、延期を申し入れることとする。

3. アジア農業青年人材育成事業（公1）

農林水産省は、アジア地域の食料生産力向上と貧困削減に貢献するとともに、我が国の食産業の海外展開に資するために、日本の食料・農業システムに親和性を有する人材（現地パートナー）育成することを目的に、政府開発援助（ODA）の一環として開発途上国の農業青年を対象にした人材育成の取り組みを支援している。また、この研修を修了して帰国した各国のOBOGたちの営農状況を定期的に調査し、そのデータベースを有効活用することで、現地において日本品質の食材を求める日本企業やスーパー、小売店などこれら生産者を結び付け、生産者から消費者までをつなぐフードバリューチェーンを確立することも目的としている。

本会は、アジアの農業・農村を担う人づくりを支援し、彼我両国農業者の相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に、農林水産省の公募事業「令和3年度アジア地域の農業者招へいによる実践的な農業経営研修・技術指導」に応募し、次の事業を実施する。

（1）農業青年人材育成事業

アセアン諸国の農業青年を我が国に招へいし、農業教育機関における学課研修や受入農家における実践的な農業研修を通じて、安全、美味で高品質な農産物の生産、加工、販売、流通システムなどを習得させ、アジアの国々におけるグローバル・フードバリューチェーンの構築に貢献する地域のリーダー的人材の育成を行なう。

研修期間及び受入人員は次のとおり。

研修期間	受入人員	受入対象国	来日	帰国
10ヶ月	55名	アセアン諸国	2021年4月	2022年2月

*内訳：タイ（17名）、インドネシア（16名）、フィリピン（22名）

（2）研修生フォローアップ事業

本邦での研修効果を評価するために専門家等を派遣し、以前に研修を修了した帰国研修生の営農状況などを調査し、また、彼らへの助言・指導を行なうとともに、営農状況等のデータベース化を図る。本年度はフィリピンにおけるフォローアップを予定。

（3）農産物流通改善セミナー

上記（2）と併せて、日本の中核的な農家をこれらの受入対象国に派遣し、現地農民に対して生産～出荷～流通の改善を目指す技術指導を実施する。本年度の対象国は、フィリピンとする。

（4）日本での研修修了生（OBOG）のデータベースの構築

これまでに研修を修了して帰国した研修生OBOGの中から、日本で学んだ知識や技能を生かして高品質な農産物を生産し、かつ、その農産物を提供できる可能性と意思を持つ者をデータベース化する。これは、現地国に進出する日本のスーパー、小売業者、飲食店、etc.と結びつけることを前提に、高品質農産物のサプライヤーとして彼らの活動範囲を広げるとともに所得向上の実現を目指すものである。

（5）新規国の加入に向けた準備

現在のタイ、インドネシア、フィリピンに加え、令和4年度からネパール研修生の受け入れを行うことを計画しており、そのための調査、準備活動を行う。また、マレーシア国の事情により中断しているマレーシア研修生の受け入れ再開に向けた可能性を調査する。

4. 欧州他農業研修生受入事業（公1）

日本人農業研修生派遣国との相互交換として、欧州を始めとする諸国から研修生を受け入れ、農業研修を通じて相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に本事業を実施する。

受入人員、研修期間は、以下を予定。

研修期間	受入人員	受入対象国	来日	帰国
1年	8名	ドイツ・デンマーク	2021年4月	2022年3月

5. 海外農村開発支援事業（公1）

【フィリピン安全野菜栽培技術の普及と流通販売改善活動〔外務省 日本NGO連携無償資金協力による〕】

令和元年度に着手を予定していたものの実施に至らなかった本事業を令和2年度末からの事業として実施しようとするものである。フィリピン国農業省、同国ベンゲット州地方自治体、及び長野県南牧村の協力を得て、フィリピン国内における安全野菜生産技術を根付かせるとともに、農産物の出荷・販売技術の改善を進めることで食品ロスの削減と商品価値を高め、同時に農民や流通業者、地方自治体の協力を仰ぎながら生産者～流通業者～販売業者～消費者を結ぶフードバリューチェーンの構築を実現し、以て生産者の所得向上を図ろうとするものである。

本事業は、外務省の「日本NGO連携無償資金協力」による令和3年3月から3年間に亘って行うプロジェクトである。

6. アセアン等農業人材育成支援事業（公1）

開発途上国の農業・農村の近代化を推進するためには、将来を担う青年農業者に対し、我が国において農業技術等を修得させる、いわゆる技術移転を目的とする人材育成が必要である。

本会では、長年培ったアセアン農業研修生受入事業の経験を下に、技能実習生制度を利用して次の支援を行なう。

【農業研修生の受入】

5. の海外農村開発支援事業のプロジェクトを定着させるため、フィリピンの送出機関によって推薦されたベンゲット州の農業青年を技能実習生として受け入れ、日本での農家研修を中心とした研修を行なう。

在留資格	受入人員	開始	終了
1号	13名	2021年3月（新規来日）	2024年2月
	25名	2021年3月（新規来日）	2021年11月
2号-1年目	13名	2019年3月	2022年2月
2号-2年目	13名	2018年3月	2021年2月
3号-1年目	9名	2021年3月（2-2から移行）	2023年2月
	4名	2021年3月（新規来日）	2023年2月
3号-1年目	3名	2020年3月	2022年2月
3号-2年目	6名	2019年3月～7月	2021年2月～7月

* 2号-2年目（13名）の実習生の内、9名は3号に移行し、他3名は帰国し、残りの

1名は特定活動（技能実習制度で新型コロナウイルス感染症拡大下における特別措置）に移行申請中。

【新規受入地域の開拓】

現在、配属農家を長野県に限定しているが、農業の多様性（業種、気候、作業内容等）を考え、また、送出国（フィリピン）の要望もあることから、他地域への配属の可能性を検討し計画を進めるために調査を行う。加えて、タイ国からの受入れの要望に応じて、フィリピン実習生を配属している地域以外において同様の受け入れを開始する。

7. アセアン等農業人材の高度農業技能習得事業（公1）

6. の技能実習生制度を利用したアセアン等農業人材育成支援事業による日本での農業研修を修了した者（技能実習2号以上）、もしくは同等の資格を有する者で、更に日本で技能を高め、より高度な農産物生産・出荷技術を目指そうとする者について、特定技能制度を利用して受け入れる。

8. 組織活動推進事業（他1）

（1）国際化対応営農研究事業

農業の国際化が進展し農産物価格の低迷などに加え、労働力不足、農業従事者の高齢化など、厳しい農業経営環境の中で、国際感覚に優れた農業経営者の担い手が求められている。

このため海外の農業について豊富な体験を有する海外農業研修体験者を中心に、全国を5ブロックに分けたブロック別営農研究会を開催する。

《開催予定県》

北海道・東北ブロック：岩手県

関東甲信静越ブロック：長野県

東海・近畿・北陸3県ブロック：奈良県

中国・四国ブロック：鳥取県

九州ブロック：大分県

（2）新潟県組織アセアン研修生受入事業〔受託事業〕

会員組織が実施する事業の一部を受託し、業務遂行に協力するなどにより、組織活動を支援する。

（3）国際農友会の支援業務

海外派遣研修生OB・OGの全国組織である国際農友会の事務局業務を行なう。

（4）機関紙「ニューファーマーズ」の発行

発行回数：年2回（7月、1月）

*印刷媒体では作成せず、作成したものを電子媒体により配信及び協会HPでの閲覧

9. 研修生サポート事業（他2）

国内外の農業研修生をサポートするため、次の事業を行なう。

（1）海外派遣研修生への奨学金給付（バイエル スカラーシップ）

（2）海外派遣研修生への研修資金貸付（研修生サポート資金）

（3）技術書の作成・配布

1 0. 情報・サービス事業（他 2）

本会各県会員組織及びそれらの会員並びに関係団体等を対象に次の事業を行なう。

- (1) 海外農業視察・研修等の企画・実施
- (2) 求人・求職支援（無料職業紹介事業）
- (3) 都道府県、関係団体、会員等への便宜供与、その他

1 1. 国際協力等（他 2）

本会事業の充実と国際社会への協力と貢献を可能な限り高めるため、次の事項を実施する。

- (1) 海外関係諸機関との提携及び協力の強化等
- (2) 海外諸国の本会事業関係者の来訪に対しての便宜供与
- (3) 開発途上国の農業開発、技術協力等に関する協力活動
- (4) 本会の活動、事業の拡大充実のための調査・研究活動等

1 2. 国際農業交流事業推進基金の管理運営（他 1）

本会及び会員組織の充実及び事業の拡充を計ることを目的に設立された国際農業交流事業推進基金について、基金管理運営委員会を設置し公正かつ効果的にこれを管理運営する。

- (1) 基金の運用
- (2) 基金運用益の活用
- (3) 基金管理運営委員会の開催

1 3. 特別会計事業

- (1) 農業研修生国際交流特別会計事業
(農業研修生の国際交流にかかわる特別会計事業)
- (2) 国際農業交流事業推進基金特別会計事業
(協会の組織活動を推進するための基金管理運営にかかわる特別会計事業)
- (3) 農業研修生サポート資金特別会計事業
(海外派遣農業研修生に対する研修資金貸付、奨学金にかかわる特別会計事業)